

住民票

参考資料1-③

氏名の振り仮名		個人番号	
氏名		住民票コード	
旧氏の振り仮名		生年月日	
旧氏			
世帯主		性別	
続柄		住民となった 年月日	
住所		住所を定めた 年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

住民票

***		個人番号	
氏名		住民票コード	
***		生年月日	
通称			
世帯主		性別	
続柄		外国人住民となった年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
国籍・地域		在留資格	
転入前住所			
法第30条の45区分		在留期間等	
在留期間満了日		在留カード等の番号	

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。
 【理由】統一かつ正確な表記を行うため。また、ホストCPU時代と異なり、現在は都道府県や市区町村名を省略せずとも十分な桁数を持てるため。

・右上に「公用」の表示ができるようにする。

住民票 【公用】

氏名の振り仮名	ジユウミン 【名空欄】	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
氏名	住民 花子	住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
旧氏の振り仮名	ジユウキ	生年月日	昭和50年1月1日
旧氏	住基	性別	男
世帯主	住民 太郎	住民となった年月日	平成23年4月1日
続柄	妻	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	届出日	平成23年4月1日
		筆頭者	住民 太郎
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地		
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****
【異動履歴】	<p>令和元年12月6日届出（令和元年12月4日異動（転居））</p> <p>異動項目：住所 異動前：東京都港区芝公園5-2-5 異動後：東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号</p> <p>留意事項：</p> <p>異動項目：住所を定めた年月日 異動前：平成25年4月1日 異動後：令和元年12月4日</p> <p>留意事項：</p> <p>【以下余白】</p>		

・個人番号・住民票コードについては4桁区切りにしてスペースを入れる。
 【理由】分科会での議論の結果、見やすさの観点から自治体のニーズが高いため。

日本人住民の例

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

統合記載欄

・認証文は、一部の世帯員のみが表示されている場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」とし、世帯全員分が表示されているときには「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」とする。
 【理由】「原本と相違ない」というのは原票をコピーしていたときの認証文なので、戸籍の認証文を参考に、「登録事項を証明した書面である」という記載にするという提案もあるが、支障を来すレベルではなく、直ちに事務処理要領を改正する必要はないため。今後必要に応じて検討する可能性は排除しない。

・項目名は法令の記載に合わせることを原則とするが、以下の項目については、()内の法令用語よりもわかりやすい項目名とする。

- ・転入前住所(従前の住所)
- ・性別(男女の別)
- ・生年月日(出生の年月日)

・転入届に基づく届出により記載した者についてはその届出の年月日、職権により記載した者についてはその記載の年月日をそれぞれ記載すること。

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

ページ内にちょうど収まった場合は、「以下余白」を省略する。

日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注釈文を記載する。

20260502 ●●区 本庁1 プリンタ001 011 1/1

※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和●年●月●日

●●●長（職務代理者）
 ●●●●
 この印は黒色です

・住民票の写し(世帯連記式でないものに限る。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合は、ここに示したように、異動日ごと、異動項目ごとに構造化し、異動前後がわかるように記載する。

・異動履歴等の記載に当たっては、統合記載欄の左の列から記載することとする。

【理由】

・異動履歴の記載については、統合記載欄に記載する方式(A方式)、各項目に記載する方式(B方式)、異動のたびごとに改製する方式(C方式)の3案を示して構成員・準構成員に意見照会した結果、C方式は構成員・準構成員いずれからも評価が低く、B方式は、「紙原票時代の流れを汲んだ考えであり、デジタル手続の時代に合わない」、「プログラム制御が最も複雑になる」との意見が準構成員からあり、評価が低かったため、構成員・準構成員いずれからも評価の高かったA方式を採用した。

・具体的な記載の方法については、準構成員から「異動履歴を文章で記録すると職員が自由に手入力でき、データ移行も標準化できないため、異動履歴を構造化してはどうか」との提案があり、一方で罫線を用いた表形式にすると、罫線を可変的に表示することが困難なペナダもあることから、このように表にはしない形で構造化することとした。

・日本人と外国人のいずれも同じ行数、項目数のレイアウトを用意し、必要に応じて項目名を差し替え、余る項目欄は項目名も項目内容もアスタリスクで非表示とする。

・証明項目だが、該当がない項目は、項目名を記載し、項目内容を「【空欄】」とする。

・本仕様書に規定するデータ構造で保管している除票について、その写し又は記載事項証明書を発行しようとする場合、発行対象者の住民票が削除された時点では法に追加されていない項目があった場合は、項目名(例:旧氏)を記載し、項目内容を「***」とする。

【理由】項目ごと差し替え、空欄となった行を詰める対応は、難易度が高く現実的でないという意見が準構成員から複数寄せられたため、行わない。

・余る項目や該当のない項目、除票において削除された時点で法に追加されていない項目について、項目名や項目内容をアスタリスクで埋めるか、バーで埋めるか、そのまま空欄とするかについては分科会で議論したが、証明項目だが該当が無い場合は、空欄にすることで該当がない証明ができることから、空欄とすることとし、バーについては、漢数字の「一」と紛れがあることから、アスタリスクで埋めることとする。

住民票

【公用】

氏名の振り仮名	ジュウミン タロウ	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
氏名	住民 太郎	住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
旧氏の振り仮名	【空欄】	生年月日	昭和50年1月1日
旧氏	【空欄】	性別	男
世帯主	住民 太郎	住民となった年月日	平成23年4月1日
続柄	世帯主	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ 101号	届出日	平成23年4月1日
		筆頭者	
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地		
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****
【異動履歴】 令和元年12月6日届出（令和元年12月4日異動（転居）） 異動項目：住所 異動前：東京都港区芝公園5-25 異動後：東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ 101号 留意事項： 異動項目：住所を定めた年月日 異動前：平成25年4月1日 異動後：令和元年12月4日 留意事項： 平成●年●月●日届出（平成●年●月●日異動） 異動項目：●● 異動前： 異動後： 留意事項： 異動項目：●● 異動前：平成●年●月●日 異動後：平成●年●月●日 留意事項： 異動項目：●● 異動前：平成●年●月●日 異動後：平成●年●月●日 留意事項：		平成●年●月●日届出（平成●年●月●日異動） 異動項目：●● 異動前： 異動後： 留意事項： 異動項目：●● 異動前：平成●年●月●日 異動後：平成●年●月●日 留意事項： 平成●年●月●日届出（平成●年●月●日異動） 異動項目：●● 異動前： 異動後： 留意事項：	

氏名 | 住民 太郎

<p>異動項目：●● 異動前：平成●年●月●日 異動後：平成●年●月●日 留意事項：</p> <p>平成●年●月●日届出（平成●年●月●日異動） 異動項目：●● 異動前： 異動後： 留意事項：</p> <p>異動項目：●● 異動前：平成●年●月●日 異動後：平成●年●月●日 留意事項：</p> <p>【以下余白】</p>	
---	--

20260802 ●●区 本庁1 プリント001 011 2/2

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和●年●月●日

●●●長（職務代理者）
●● ●●



この印は黒色です

・外国人住民の場合。以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については住民票の写し(日本人住民)のレイアウトを参照。

住民票

【公用】

***	*****	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3
氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮	住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2
***	*****	生年月日	1 9 9 0 年 2 月 2 日
通称	住民花子	性別	女
世帯主	住民 太郎	外国人住民となつた年月日	平成 2 4 年 7 月 9 日
続柄	妻	住所を定めた年月日	令和元年 1 2 月 4 日
住所	東京都港区虎ノ門 2-2-1 虎ノ門ハイツ 101号	届出日	平成 2 4 年 7 月 9 日
国籍・地域	マレーシア	在留資格	日本人の配偶者等
転入前住所	東京都千代田区霞が関 2-1-2		
法第30条の	中長期在留者	在留期間等	5 年
在留期間満了日	2 0 2 2 年 1 月 1 日	在留カード等の	C D 8 7 6 5 4 3 2 1 B A
【異動履歴】 令和元年 1 2 月 6 日届出(令和元年 1 2 月 4 日異動(転居)) 異動項目:住所 異動前:東京都港区芝公園 5-2 5 異動後:東京都港区虎ノ門 2-2-1 虎ノ門ハイツ 101号 留意事項: 異動項目:住所を定めた年月日 異動前:平成 2 5 年 3 月 3 0 日 異動後:令和元年 1 2 月 4 日 留意事項: 【通称の記載及び削除に関する事項】 平成 2 2 年 4 月 1 日記載 通称:住民 花子 記載市町村名:東京都千代田区	平成 2 1 年 4 月 1 日記載、平成 2 2 年 4 月 1 日削除 通称:住基 花子 記載市町村名:大阪府大阪市 削除市町村名:東京都千代田区 【備考】 氏名のカタカナ表記 チャン ユウリン 【以下余白】		

外国人住民の例

統合記載欄

20260502 ●●区 本庁 1 プリンタ001 011 1/1

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和●年●月●日

●●●長(職務代理者)
●●●

印

この印は黒色です

・漢字名のある外国人住民の場合は、漢字氏名をローマ字氏名の後に併記する。氏名、通称氏名、旧氏の後には()でフリガナを付すことができる。氏名欄は全角48文字より多い桁数を用意し、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角96文字以上とする。
【理由】人口100万人以上の政令市でも、全角48文字、半角96文字の桁数で、桁あふれを年間10件程度に抑えられるとのことだったため、これにフリガナを追記できることを考慮し、それより多い桁数を用意する。外国人住民は氏名が長くなる場合が多く、準構成員からも英数字を半角とする対応はさほど問題ないという回答が多かったため、全角で桁あふれが生じる場合は英数字を半角とする。なお、ここで決める文字数はあくまでも様式に印字する文字数であり、データ上は出入国在留管理庁通知のデータレイアウトに合わせ、全角104文字まで持てることとする。

住民票記載事項証明書

氏名の振り仮名		個人番号	
氏名		住民票コード	
旧氏の振り仮名		生年月日	
旧氏			
世帯主		性別	
続柄		住民となった 年月日	
住所		住所を定めた 年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

住民票記載事項証明書

***		個人番号	
氏名		住民票コード	
		生年月日	
***		性別	
通称		外国人住民となつた年月日	
世帯主		住所を定めた年月日	
		届出日	
続柄		在留資格	
住所		転入前住所	
国籍・地域		法第30条の45区分	在留期間等
		在留期間満了日	在留カード等の番号

上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

住民票記載事項証明書

住所	
世帯主	

1	氏名の振り仮名			個人番号	
	氏名			住民票コード	
				住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名			住所を定めた年月日	
	旧氏			届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者	
	本籍				
	転入前住所				
	***			***	
	***			***	
2	氏名の振り仮名			個人番号	
	氏名			住民票コード	
				住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名			住所を定めた年月日	
	旧氏			届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者	
	本籍				
	転入前住所				
	***			***	
	***			***	
3	氏名の振り仮名			個人番号	
	氏名			住民票コード	
				住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名			住所を定めた年月日	
	旧氏			届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者	
	本籍				
	転入前住所				
	***			***	
	***			***	
4	氏名の振り仮名			個人番号	
	氏名			住民票コード	
				住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名			住所を定めた年月日	
	旧氏			届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者	
	本籍				
	転入前住所				
	***			***	
	***			***	

通称の記載及び削除に関する事項

氏名 :

作成年月日 :

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

上記の事項は、世帯全員の住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

住民票除票記載事項証明書

氏名の振り仮名		個人番号	
氏名		住民票コード	
旧氏の振り仮名		生年月日	
旧氏			
世帯主		性別	
続柄		住民となった年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

上記の事項は、住民票の除票に記載された事項と相違ないことを証明する。

この証明書は、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行したものである。

令和 年 月 日

住民票

住所	
世帯主	

1	氏名の振り仮名			個人番号	
	氏名			住民票コード	
				住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名			住所を定めた年月日	
	旧氏			届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者	
	本籍				
	転入前住所				
	***			***	
	***			***	
2	氏名の振り仮名			個人番号	
	氏名			住民票コード	
				住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名			住所を定めた年月日	
	旧氏			届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者	
	本籍				
	転入前住所				
	***			***	
	***			***	
3	氏名の振り仮名			個人番号	
	氏名			住民票コード	
				住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名			住所を定めた年月日	
	旧氏			届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者	
	本籍				
	転入前住所				
	***			***	
	***			***	
4	氏名の振り仮名			個人番号	
	氏名			住民票コード	
				住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名			住所を定めた年月日	
	旧氏			届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者	
	本籍				
	転入前住所				
	***			***	
	***			***	

通称の記載及び削除に関する事項

氏名 :

作成年月日 :

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

・以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については20.1.1を参照。

・基本は個人単位の住民票の写しと同じレイアウトだが、住所及び世帯主については、共通項目として上部に配置。そのため、個人単位の項目については、20.1.1で示したレイアウトから配置が一部ずれている。

住民票

【公用】

住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号
世帯主	住民 太郎

1	氏名の振り仮名	ジュウミン タロウ			個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	氏名	住民 太郎			住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
	旧氏の振り仮名	ジュウキ			住民となった年月日	昭和50年1月1日
	旧氏	住基			住所を定めた年月日	令和元年12月4日
	生年月日	昭和50年1月1日	性別	男	続柄	世帯主
	本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地				
	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2				
2	氏名の振り仮名	*****			個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3
	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮			住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2
	通称	住民 花子			外国人住民となった年月日	平成24年7月9日
	生年月日	1990年2月2日	性別	女	続柄	妻
	国籍・地域	マレーシア				
	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2				
	法第30条の45区分	中長期在留者			在留期間等	5年
3	氏名の振り仮名	ジュウミン 【名空欄】			個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4
	氏名	住民 一郎			住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 3
	旧氏の振り仮名	【空欄】			住民となった年月日	平成24年1月1日
	旧氏	【空欄】			住所を定めた年月日	令和元年12月4日
	生年月日	平成24年1月1日	性別	男	続柄	子
	本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地				
	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2				
4	氏名の振り仮名	【以下余白】			個人番号	
	氏名	【以下余白】			住民票コード	
	旧氏の振り仮名	【以下余白】				
	続柄	【以下余白】				

・世帯連記式の場合も、直近の異動前住所のみは統合記載欄に印字して確認できるようにする。このスペースに表示するのは転居(直近のものに限る。)による住所の異動の異動前のデータと転居(直近のものに限る。)による住所の異動の異動日のみだが、欄や欄名は設けず、空白のスペースにこのように印字する。
【理由】転居前住所は住民票記載事項でないため欄を設けるべきではないが、世帯連記式様式であっても、転居前住所がわかる直近の異動前住所の履歴は住民からのニーズが高いため。なお、一人一葉形式の様式では履歴は別の形に構造化するが、世帯連記式では一葉に4人分表示できることも重要という意見が多かったため、記載のようにシンプルな履歴表示とする。

振り仮名欄を設け、日本人氏名の振り仮名を記載する。
【理由】日本人氏名の振り仮名について、戸籍において氏名の振り仮名が法令上の記載事項とされたことに伴い、法第7条各号における住民票の記載事項とすることになった。なお今後、旧氏のフリガナを住民票の記載事項とすることについて、検討を進めており、それを見据えレイアウトの変更を行っている。なお、欄が増えることにより表示可能人数を3名とすることも検討したが、一葉に4人分表示できることも重要という意見も多いため、4人分のままとする。

日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注釈文を記載する。

20260715 ●●区本庁1 プリント001 011 1/2

※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。

・住民票の写しと除票の写しとを世帯連記式で1枚として出力することはできない。
【理由】個人票管理においては、除票になった瞬間、世帯からは抜けることとなり、制度上このような証明は想定されていないため。

通称の記載及び削除に関する事項

・履歴がある場合は2枚目にこの様式で記載。(履歴がない場合はこの様式は不要。)

氏名 : ZHANG YULIN 張 玉蓮

作成年月日：令和元年12月3日

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1	平成21年4月1日	大阪府大阪市北区	平成22年4月1日	東京都千代田区	住基 花子
2	平成22年4月1日	東京都千代田区			住民 花子
3	【以下余白】				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

20260715 ●●区 本庁1 プリント001 011 2/2

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和●年●月●日

●●●長(職務代理者)

●●●

印

この印は黒色です

・認証文は、一部の世帯員のみが表示されている場合は、「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」とし、世帯全員分が表示されているときには「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」とする。
【理由】「原本と相違ない」というのは原票をコピーしていたときの認証文なので、戸籍の認証文を参考に、「登録事項を証明した書面である」という記載にするという提案もあるが、支障を来すレベルではなく、直ちに事務処理要領を改正する必要性はないため。今後必要に応じて検討する可能性は排除しない。

住民票（除票）

氏名の振り仮名		個人番号	
氏名		住民票コード	
旧氏の振り仮名		生年月日	
旧氏			
世帯主		性別	
続柄		住民となった年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

・以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については20.1.1を参照。

住民票（除票）

【公用】

氏名の振り仮名	【氏空欄】 ハナコ	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
氏名	住民 花子	住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
旧氏の振り仮名	【空欄】	生年月日	昭和50年1月1日
旧氏	【空欄】	性別	男
世帯主	住民 太郎	住民となった年月日	平成23年4月1日
続柄	妻	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	届出日	平成23年4月1日
		筆頭者	住民 太郎
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地		
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****
【除票記載事項】	異動項目：住所を定めた年月日 異動前：平成25年6月1日 異動後：令和元年12月4日 留意事項： 令和2年3月31日届出（令和2年4月1日異動（転出）） 【以下余白】		
転出先住所（予定）：埼玉県入間市1-1-38 転出先住所（確定）：埼玉県入間市1-1-48 届出日：令和2年3月31日 事由の生じた年月日：令和2年4月1日 （消除事由：転出） 転入通知年月日：令和2年4月3日 転出年月日：令和2年4月3日	日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注釈文を記載する。		
【異動履歴】 令和元年12月6日届出（令和元年12月4日異動（転居）） 異動項目：住所 異動前：東京都港区芝公園5-25 異動後：東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号 留意事項：			

日本人住民の例

統合記載欄

20260802 ●●区本庁1 プリンタ001 011 1/1

※除票となった時点で、戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。

この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。

この証明書は、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行したものである。

令和●年●月●日

●●●長（職務代理者）

●●●●

この印は黒色です



転出証明書

届出日		転出予定年月日	
転出先住所			
転出前住所			
転出前の世帯主			

1	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
	本籍			
***		***		
***		***		
2	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
	本籍			
***		***		
***		***		
3	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
	本籍			
***		***		
***		***		
4	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
	本籍			
***		***		
***		***		

該当	国民健康保険 資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者 医療保険
		基礎年金番号	種別			
1						
2						
3						
4						

届出日		転出予定年月日	
転出先住所			
転出前住所			
転出前の世帯主			
氏名		氏名	
1		2	
氏名		氏名	
3		4	

※本ページでは、機械読み取り用に、転出証明書の情報を二次元バーコードにて印字しています。

通称の記載及び削除に関する事項

氏名 :

住民票コード :

作成年月日 :

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

上記の者について、 から転出する旨の届出があったことを証明する。

令和 年 月 日

・以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については20.1.1を参照。

・特例による転出処理をおこなった場合は、左上に「特例による転出処理済」と印字できるようにする。
【理由】転出証明書情報について、CSへ自動送信された情報であることを明確にするため。

【特例による転出処理済】 転出証明書 【再交付】

届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日
転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号		
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
転出前の世帯主	住民 太郎		

・再交付の場合は、右上に「再交付」と印字できるようにする。
【理由】転出証明書は、転出(予定)日を迎え住民票が消除されるまでは、紛失等により再交付することができ、その際、当初交付された転出証明書と区別するため。

1	氏名の振り仮名	ジュウミン タロウ	個人番号	1234 5678 9012
	氏名	住民 太郎	住民票コード	1234 5678 901
	旧氏の振り仮名	【空欄】	生年月日	昭和50年1月1日
	旧氏	【空欄】	性別	男 続柄 世帯主
	本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	筆頭者	住民 太郎
***	*****	***	*****	
***	*****	***	*****	
***	*****	***	*****	
2	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮	個人番号	1234 5678 9013
	通称	住民 花子	住民票コード	1234 5678 902
	国籍・地域	マレーシア	生年月日	1990年2月2日
	法第30条の45区分	中長期在留者	性別	女 続柄 妻
	在留期間満了日	2022年1月1日	在留資格	日本人の配偶者等
在留期間満了日	2022年1月1日	在留期間等	5年	
在留期間満了日	2022年1月1日	在留カード等の番号	CD87654321BA	
3	氏名の振り仮名	ジュウミン 【名空欄】	個人番号	1234 5678 9014
	氏名	住民 一郎	住民票コード	1234 5678 903
	旧氏の振り仮名	【空欄】	生年月日	平成24年1月1日
	旧氏	【空欄】	性別	男 続柄 子
	本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	筆頭者	住民 太郎
振り仮名欄を設け、公証された日本人氏名の振り仮名を記載する。 【理由】日本人氏名の振り仮名について、戸籍において氏名の振り仮名が法令上の記載事項とされ、法第7条各号における住民票の記載事項とすることとされたことに伴い、転出証明書についても日本人の公証された振り仮名のみ転出先に連携する必要がある。	*****	*****		
*****	*****			
*****	*****			
4	旧氏の振り仮名		性別	
	旧氏		続柄	
	本籍		筆頭者	
	***	*****		
	***	*****		

・レイアウト作成上CSから出力される転出確認証明書を参考にしているが、性別や法第30条の45に規定する区分等については、位置を変更
【理由】3情報が離れないことや、論理的に情報が並ぶ順番を考慮しつつも、スペースを効率的に使うため。

・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をローマ字氏名の後に併記する。氏名欄は全角48文字、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角とし、半角96文字以上とする。
【理由】分科会において、人口100万人規模の都市でもこの桁数で、桁あふれを年間10件程度に抑えられるとの議論があったことから、このとおりとする。

・資格情報は世帯全員分をまとめて記載。
【理由】1葉になるべく多くの人数を記載するため。

該当	国民健康保険資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者医療保険
		基礎年金番号	種別			
1	普通世帯主	1234 5678 90	任意	資格なし	資格なし	資格なし
2	資格なし		不明	資格なし	資格なし	資格なし
3	資格なし		該当なし	資格あり	資格なし	資格なし
4						






※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。

日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注釈文を記載する。

・「国民健康保険資格に」は、「資格なし」、「普通世帯主」、「擬制世帯主」又は「世帯員」を入力。

・「児童手当」、「介護保険」及び「後期高齢者医療保険」は、「資格あり」又は「資格なし」を入力。

・「国民年金」の「種別」は、「該当なし」、「強制」、「任意」又は「不明」を入力。

届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日
転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門 Heights 101号		
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
転出前の世帯主	住民 太郎		
【転出証明書内容】	【行政事務標準文字図形名】		
			
氏名 住民 太郎 【転出証明書内容】	氏名 ZHANG YULIN 張 玉蓮 【転出証明書内容】		
			
氏名 住民 一郎 【転出証明書内容】	氏名		
			

・折り目がQRコードと重なると読込ができなくなる可能性があることに注意すること。

【留意事項】
共通及び個人の転出証明書内容のQRコードにおいては、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X0208と一意に変換できない文字をすべて「？」に変換すること。

【留意事項】
・共通及び個人の転出証明書内容のQRコードにおいては、縮退せず、SJISで符号可能なJIS X 0208と一意に変換できない文字(「？」に置き換えられた文字)があった場合に、当該文字の行政事務標準文字図形名をQRコードを用いて印字する例を示している。

・一人分ずつの情報を格納したQRバーコードを人数分印字する。
【理由】住民記録システムの機能としては、何らかの方法でCSV形式になったデータを取り込めることを標準機能とし、その方法は問わないが、「転出証明書へのQRコードの印字」については、QRコード化する主体(転出元市区町村)とそれを使う主体(転入先市区町村)が異なり、転出元市区町村でQRコードを印字しなければ転入先市区町村でも読み取れないことから、転出証明書にQRコードを印字することを標準とする。
今後、QRコードで読取り可能な情報の拡張性を考慮すると世帯員ごとに定義をした方が良いという準構成員からの意見を踏まえ、QRコードについては世帯員ごとに作成する。

通称の記載及び削除に関する事項

・転出証明書の通称の履歴は省略できないため、履歴がある場合は3枚目にこの様式で記載。(履歴がない場合はこの様式は不要。)

氏名 : ZHANG YULIN 張 玉蓮

住民票コード : 1234 5678 902

作成年月日: 令和元年12月3日

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1	平成21年4月1日	大阪府大阪市北区	平成22年4月1日	東京都千代田区	住基 花子
2	平成22年4月1日	東京都千代田区			住民 花子
3	【以下余白】				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

20260715 ●●区本庁1 プリンタ001 011 3/3

上記の者について、当区から転出する旨の届出があったことを証明する。

令和●年●月●日

●●●長(職務代理者)

●●●●



この印は黒色です

転出証明書に準ずる証明書

届出日		転出年月日	
転出先住所			
転出前住所			
転出前の世帯主			

1	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	続柄
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
	本籍			
***		***		
***		***		
2	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	続柄
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
	本籍			
***		***		
***		***		
3	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	続柄
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
	本籍			
***		***		
***		***		
4	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	続柄
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
	本籍			
***		***		
***		***		

該当	国民健康保険 資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者 医療保険
		基礎年金番号	種別			
1						
2						
3						
4						

この証明書は、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行したものである。

届出日		転出年月日	
転出先住所			
転出前住所			
転出前の世帯主			
1	氏名		氏名
3	氏名		氏名

※本ページでは、機械読み取り用に、転出証明書の情報を二次元バーコードにて印字しています。

通称の記載及び削除に関する事項

氏名 :

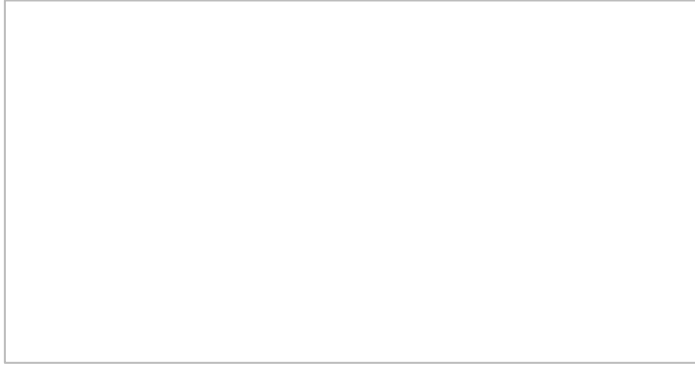
住民票コード :

作成年月日：令和 年 月 日

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

上記の者について、当区から転出する旨の届出があったことを証明する。

令和 年 月 日



職権記載等通知書

記

(住民票の記載事項、削除した住民票の記載事項、修正後の住民票の記載事項)

氏名の振り仮名		生年月日	
氏名		性別	
旧氏の振り仮名		世帯主	
旧氏			
続柄		住民となった 年月日	
住所		住所を定めた 年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****
記載理由			

この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(お問合せ先)

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2
虎ノ門ハイツ101号

住民 太郎 様

ここに職権記載等の事由等を記載すること。その他の記載例は右のとおり。

(記載例1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第34条第2項の規定に基づく調査の結果、あなたは下記の住所に不現住である事実を確認しましたので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、令和○年○月○日にあなたの住民票を削除しました旨、同令第12条第4項の規定により通知します。

(記載例2) 令和○年○月○日にあなたの世帯主が変更したことにより、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、令和○年○月○日にあなたの住民票の記載を修正し、あなたの続柄は下記のとおりとなりました旨、同令第12条第4項の規定により通知します。



●●●長(職務代理者)

印



この印は黒色です

職権記載等通知書

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第34条第2項の規定に基づく調査の結果、あなたは下記の住所に居住している事実を確認しましたので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、令和●●年●●月●●日にあなたの住民票を記載しました旨、同令第12条第4項の規定により通知します。

記

(住民票の記載事項)

氏名の振り仮名	ジュウミン 【名空欄】	生年月日	昭和50年1月1日
氏名	住民 太郎	性別	男
旧氏の振り仮名	【空欄】	世帯主	住民 太郎
旧氏	【空欄】	住民となった年月日	平成23年4月1日
続柄	子	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	届出日	平成23年4月1日
		筆頭者	住民 太郎
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****
記載理由			

改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。

転入届に基づく届出により記載した者についてはその届出の年月日、職権により記載した者についてはその記載の年月日をそれぞれ記載すること。

本通知を受け取った者が、職権記載が必要となる理由がわかるように、当該理由及び変更内容を任意で記載できるようにすること。

日本人氏名の振り仮名において氏又は名のみ法第7条の記載事項として記載される場合は注釈文を記載する

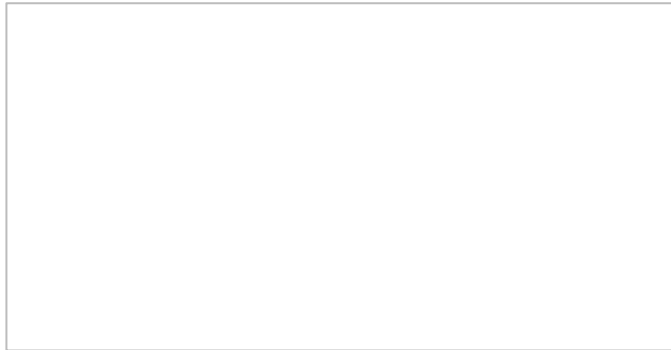
※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。

この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(お問合せ先)

< 担当課名 >
< 住所 >
< 電話 >



職権記載等通知書

記

(住民票の記載事項、削除した住民票の記載事項、修正後の住民票の記載事項)

***	*****	生年月日	
氏名		性別	
***	*****	世帯主	
通称			
続柄		外国人住民となつた年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
国籍・地域		在留資格	
転入前住所			
法第30条の45		在留期間等	
在留期間満了日		在留カード等の番号	
記載理由			

この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(お問合せ先)

105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-1
虎ノ門ハイツ101号

住民 花子 様



・外国人住民の場合。以下の留意点等の他、各項目に関する記載上の留意点等については職権記載等通知書(日本人住民)のレイアウトを参照。

●●●長(職務代理者)

印

この印は黒色です

職権記載等通知書

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第34条第2項の規定に基づく調査の結果、あなたは下記の住所に居住している事実を確認しましたので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、令和●年●月●日にあなたの住民票を記載しました旨、同令第12条第4項の規定により通知します。

・法第30条の46及び法第30条の47に基づく届出により記載した者についてはその届出の年月日、職権により記載した者についてはその記載の年月日をそれぞれ記載すること。

記

(住民票の記載事項)

***	*****	生年月日	1990年2月2日
氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮	性別	女
***	*****	世帯主	住民 太郎
通称	住民 花子	外国人住民となった年月日	平成24年7月9日
続柄	妻	住所を定めた年月日	令和元年12月4日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号	届出日	平成24年7月9日
		在留資格	日本人の配偶者等
国籍・地域	マレーシア	転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2
法第30条の45区分	中長期在留者	在留期間等	5年
在留期間満了日	2022年1月11日	在留カード等の番号	CD87654321BA
記載理由			

この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

< 担当課名 >
< 住所 >
< 電話 >